

平成19年第1回竜王町議会定例会（第2号）

平成19年3月8日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（2日目）

- 日程第 1 議第30号 第五次竜王町国土利用計画を定めることについて
- 日程第 2 議員提出議第1号 竜王町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議員提出議第2号 竜王町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議第 1号 竜王町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 2号 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 6 議第 3号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 4号 竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 5号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 6号 日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置
特別会計条例を廃止する条例
- 日程第10 議第 7号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議第 8号 竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議第 9号 平成18年度竜王町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議第10号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補
正予算（第4号）
- 日程第14 議第11号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補
正予算（第2号）
- 日程第15 議第12号 平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第13号 平成18年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議第14号 平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育
主事共同設置特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議第15号 平成18年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議第16号 平成19年度竜王町一般会計予算
- 日程第20 議第17号 平成19年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予
算

- 日程第 2 1 議第 1 8 号 平成 1 9 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算
- 日程第 2 2 議第 1 9 号 平成 1 9 年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議第 2 0 号 平成 1 9 年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議第 2 1 号 平成 1 9 年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議第 2 2 号 平成 1 9 年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 6 議第 2 3 号 平成 1 9 年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第 2 7 議第 2 4 号 地方自治法改正に伴う滋賀県自治会館管理組合規約の変更について
- 日程第 2 8 議第 2 5 号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
- 日程第 2 9 議第 2 6 号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 3 0 議第 2 7 号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について
- 日程第 3 1 議第 2 8 号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 3 2 議第 2 9 号 日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事の共同設置の廃止について
- 日程第 3 3 請第 1 号 労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めてください請願書
- 日程第 3 4 請第 2 号 日豪 E P A 交渉に関する請願書
- 日程第 3 5 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

2 会議に出席した議員（13名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
5番	近藤重男	6番	圖司重夫
7番	若井敏子	8番	竹山兵司
9番	辻川芳治	10番	岡山富男
11番	西隆	12番	山田義明
13番	中島正己		

3 会議に欠席した議員

なし

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	助役	勝見久男
教育長	岩井實成	産業建設主監	三崎和男
政策推進課長	小西久次	総務課長	青木進
生活安全課長	福山忠雄	住民税務課長	山添登代一
福祉課長	北川治郎	健康推進課長補佐	澤井義雄
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	川部治夫	建設水道課長	田中秀樹
出納室長	竹山喜美枝	教育次長	村地半治郎
教育課長	松村佐吉		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	布施九蔵	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開議 午後1時00分

○議長（中島正己） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、13人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

### 日程第 1 議第30号 第五次竜王町国土利用計画を定めることについて

○議長（中島正己） 日程第1 議第30号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口町長。

○町長（山口喜代治） 議第30号 第五次竜王町国土利用計画を定めることについて、提案理由を申し上げます。

竜王町国土利用計画は、国土利用計画法第8条第1項の規定に基づき、竜王町の区域における土地利用に関して必要な事項を定めるものであり、全国の区域および滋賀県の区域について定める国土の利用に関する計画を基本として、平成13年3月に本町の第四次竜王町総合計画基本構想に即して策定しました。

策定後6年が経過し、時代の変化とともに町民のニーズも多様化しております。この間、個性あふれるまちづくりを合言葉に、町民アンケートやフォーラム、また、まちづくり地域懇談会等を実施し、具体的な住民ニーズの把握に努め、一定の方向を見出してきたところであります。

特に、「竜王インターチェンジ周辺整備による産業振興」、「若者定住の促進」、「生活拠点である都市核づくり」について具体的に推進していくために、今回、第五次竜王町国土利用計画として一部見直しをしたいため、国土利用計画法8条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議賜り、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 小西政策推進課長。

○政策推進課長（小西久次） 議第30号、第五次竜王町国土利用計画を定めることについて、詳細をご説明を申し上げます。

竜王町国土利用計画は、国土利用計画法（第8条第1項）の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、本町の総合計画基本構想に即し、土地利用に関する基本事項について定めるものでござい

ます。

なお、国土利用計画法につきましては、「国土利用計画の策定」、「土地取引の規制」、「遊休土地に関する事項」等を規定しており、土地の投機的取引や地価の高騰が及ぼす国民生活への弊害除去、遊休土地の有効活用と乱開発の未然防止を通して、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としたものであり、その「国土利用計画」の策定には、「全国計画」に基づき「都道府県計画ならびに市町村計画」が規定されているものでございます。

今回の竜王町国土利用計画は、「第四次竜王町総合計画」と町民アンケート、フォーラム、また、まちづくり地域懇談会等よりご提言いただきました「竜王インターチェンジ周辺整備」、「若者定住促進」、都市核づくり」の3つの柱を踏まえ策定し、竜王町らしさを実現するための土地利用の指針とするため、その方向を総合計画との連携のもとにとりまとめたものでございます。

計画の策定にあたっては、今日までの土地利用の基本的な方針・考え方を踏まえ、本町の実情に応じた土地利用のあり方について、滋賀県国土利用計画改訂要領に基づき総括的かつ体系的にまとめ、総合計画と同様に、竜王町総合基本計画審議会において審議いただき、同審議会より答申をいただいたところでございます。

計画の内容は、1ページは前文、2ページから9ページかけまして「町土地利用に関する基本構想」として土地利用の基本理念を明らかにし、町土地利用の現状、基本的条件の変化を踏まえ、今回計画期間におきます課題を整理し、その土地利用のあり方について総括的に対応しております。

その中で、6ページにおいては、地域類型別の町土地利用の基本方向について、土地利用の質的向上に関する指針等を、町全体について、外殼的に示すため3つを区分しております。この3区分に、今後の土地利用のあり方、配慮事項を記載しております。

また、7ページには、利用区分別の町土地利用の基本方向について、各利用用途別に、今後の土地利用のあり方、配慮事項を記載しております。

続きまして、10ページには、町土の利用区分・地目ごとの規模の目標として、基準年次を平成16年とし、目標年次を平成22年として、その目標面積を示しております。

この各数値につきましては、平成16年の数値、それぞれの基礎データを積み上げたものであり、平成22年数値は、過去の推移、今後の土地動向、土地施策

等を加味しながら整理をしたものでございます。

最後に、11ページ以降につきましては、前項に掲げます事項を達成するために必要な措置の概要について、法制度あるいは留意事項、推進普及方策等を記載しております。

以上、概略ではありますが、第五次竜王町国土利用計画の説明とさせていただきます。

○議長（中島正己） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第1 議第30号は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 議員提出議第1号 竜王町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第2 議員提出議第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。1番、寺嶋健一議員。

○1番（寺嶋健一） 議員提出議第1号、竜王町議会委員会条例の一部を改正する条例。

平成19年3月8日提出

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 竜王町議会議員 | 寺嶋健一 |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 勝見幸弘 |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 川嶋哲也 |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 岡山富男 |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 山田義明 |

竜王町議会委員会条例の一部を改正する条例

竜王町議会委員会条例（昭和62年竜王町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。
第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。
第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。
付則、この条例は、公布の日から施行する。

次に、提案理由を申し上げます。

地方自治法第109条、第109条の2および第110条が改正され、閉会中においては議長が常任委員、議会運営委員および特別委員の選任を行うことができることとなったことから委員会条例第7条第1項の委員の選任に関する規定に閉会中の委員の選任に係る規定を、また同条第3項の常任委員所属変更に関する規定に閉会中の所属変更に係る規定を設けることとともに、さらに第12条第2項においては、閉会中の議会運営委員および特別委員の辞任についても議長が許可できるとするものであります。

議会運営委員および特別委員の辞任については、これまで議会の許可が必要とされ、閉会中の辞任はできなかつたところではありますが、今回の改正で、閉会中は議長が委員を選任できることとなったことから、閉会中の委員の辞任も議長の許可で行えるように改めるものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第2 議員提出議第1号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第2 議員提出議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議員提出議第2号 竜王町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（中島正己） 日程第3 議員提出議第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。1番、寺嶋健一議員。

○1番（寺嶋健一） 議員提出議第2号、竜王町議会会議規則の一部を改正する規則。

平成19年3月8日提出

提出者 竜王町議会議員 寺嶋健一

賛成者 竜王町議会議員 勝見幸弘

賛成者 竜王町議会議員 川嶋哲也

賛成者 竜王町議会議員 岡山富男

賛成者 竜王町議会議員 山田義明

竜王町議会会議規則の一部を改正する規則

竜王町議会会議規則（昭和62年竜王町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条に、次の1項を加える。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第73条第2項中「方第109条の2第3項」を「法第109条の2第4項」に改める。

付則、この規則は、公布の日から施行する。

次に、提案理由を申し上げます。

地方自治法第109条の改正により、委員会も議案の提出ができることとなったことから、会議規則第14条に委員会の議案提出の手続き規定を設けるとともに、同法第109条の2の改正に伴って、第73条第2項の条文整備を行うものであります。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中島正己） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第3 議員提出議第2号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第3 議員提出議第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 4 議第 1号 竜王町課設置条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第4 議第1号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第4 議第1号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって、日程第4 議第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 5 議第 2号 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第5 議第2号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 議第2号、竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、1点質問したいと思います。

現状の職員さんの労働状態についてお伺いしたいのですが、今回削除される休息時間の取り方についてと、これを取ることにについての職員さんの考えは町として確認されているのか。そこで出されている意見はどのようなものか。この点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 青木総務課長。

○総務課長（青木 進） ただいま若井議員さんから、竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてのご質問がございました。現在の職員の労働状態、あるいは休息時間の取り方、また、その考え方でございます。

現在のところ、午前中に15分、午後には15分の休息時間を設けているところでございますが、国の人事院規則等の改正によりまして、今回、休息時間を廃止するものでございます。

したがって、午前中・午後につきましては休息時間を廃止し、昼休みの休憩時間が残るだけでございます。労働状態といたしましては、午前中の15分、午後の15分、時間を決めて休息時間を取るようなことは現在いたしておりません。しかしながら、休憩時間の有効利用ということで、午前中の15分の休息時間につきましては、午前中の勤務終了前、12時から12時15分に勤務が終了するわけでございますが、その15分に休息を回しまして、現在、12時から1時まで休憩時間を取っているというのが現状でございます。

しかしながら、今度の改正によりまして、午前中の休息時間も廃止されることから、午前中の勤務時間は8時半から12時15分まで、午後の勤務時間は午後1時から午後5時15分と定めたものでございます。

このことにつきましては、職員の処遇に関わる問題でございますので、職員団体等も話し合いをしておりますし、実体的には午後の場合でも決めて休息時間を取っているというわけではございませんので、トイレ等も含めて、そういうことは手を休めている状況でございますので、特に条件が変わるということは考えておりませんので、その旨、職員団体とも話をさせていただいたところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 私は、議第2号、竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論したいと思います。

労働時間内の休息というのは、働く者にとっては大変大事なものだと考えます。ただいまの答弁で担当課長は、条件が変わるとは思っていないとおっしゃいましたけれども、今回の午前・午後の休息時間、それぞれ15分をなくすという条例改正の理由として、民間も休息時間というのがない、国もなくなった、その上に

仕事をしていない休息時間も労働時間内にあるというのは、いわば不払い労働の逆だという、そういう考えもあるとの説明を全協でも受けているところです。

このような安易な理由でこの休息時間がなくなることについて、私は、町として公務のあり方、あるいは働き方の模範を示す自治体こそ、働く者の立場を守る当然の措置として、労働条件を改善していく、その模範を示すべきであり、民間をリードすべき立場にあると思うのですが、その点でも今回の条例改正はそれに反するものだと思います。

国の制度がなくなったとしても、町長は、町職員が働きやすい職場をつくる責務と、町民とともに町の将来を担う職員が働きやすい環境をつくるという立場から、竜王町は竜王町として、きっぱりとした態度をとるべきだと考えます。職員とともに自律のまちづくりを進める大きい立場で考えるなら、休息時間の取り上げはあまりにも姑息でそぐわないものと考え、この条例提案に反対するものです。以上、反対討論とします。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第5 議第2号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立多数であります。よって日程第5 議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 6 議第 3号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第6 議第3号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第6 議第3号は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、

その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第 7 議第 4号 竜王町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第7 議第4号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第7 議第4号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第7 議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 8 議第 5号 竜王町税条例の一部を改正する条例**

○議長（中島正己） 日程第8 議第5号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第8 議第5号は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

**日程第 9 議第 6号 日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置
特別会計条例を廃止する条例**

○議長（中島正己） 日程第9 議第6号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。日程第9 議第6号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第9 議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第10 議第7号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第10 議第7号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第10 議第7号は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議第8号 竜王町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（中島正己） 日程第11 議第8号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより採決を行います。日程第11 議第8号を原案のとおり決することに

賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第11 議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第12 議第9号 平成18年度竜王町一般会計補正予算（第4号）**

○議長（中島正己） 日程第12 議第9号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[[「異議なし」の声あり]

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第12 議第9号は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議第10号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

○議長（中島正己） 日程第13 議第10号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[[「異議なし」の声あり]

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第13 議第10号は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

**日程第14 議第11号 平成18年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）**

○議長（中島正己） 日程第14 議第11号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第14 議第11号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第14 議第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議第12号 平成18年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中島正己） 日程第15 議第12号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第15 議第12号は産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第16 議第13号 平成18年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（中島正己） 日程第16 議第13号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第16 議第13号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第16 議第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第17 議第14号 平成18年度日野町、竜王町および安土町教育委員会社会
教育主事共同設置特別会計補正予算（第2号）**

○議長（中島正己） 日程第17 議第14号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第17 議第14号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第17 議第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第18 議第15号 平成18年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）**

○議長（中島正己） 日程第18 議第15号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第18 議第15号は産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただ

き、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

- 日程第 19 議第 16号 平成 19 年度竜王町一般会計予算**
**日程第 20 議第 17号 平成 19 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
予算**
**日程第 21 議第 18号 平成 19 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
予算**
日程第 22 議第 19号 平成 19 年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
日程第 23 議第 20号 平成 19 年度竜王町学校給食事業特別会計予算
日程第 24 議第 21号 平成 19 年度竜王町下水道事業特別会計予算
日程第 25 議第 22号 平成 19 年度竜王町介護保険特別会計予算
日程第 26 議第 23号 平成 19 年度竜王町水道事業会計予算

○議長（中島正己） 日程第 19 議第 16号から日程第 26 議第 23号までの 8
議案一括議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、岡山富男議員。

○10番（岡山富男） 議第 16号、平成 19 年度竜王町一般会計予算の中から、1
点質問させていただきます。

固定資産税の方で、今までは税源移譲による個人町民税の伸び、企業の設備投資等で 7.8%の伸びがあったところから、19年度の課税も何パーセントということで、一定を超えて固定資産課税額が 18年度の一定で課税税額をされたが、竜王町としての上限はどれぐらいだったのか。

また、19年度の町税に対して固定資産税は何パーセントぐらいあるのか。18年度までで固定資産税等で一定の状態になっている中から、どれぐらいの割合で固定資産税が毎年減っていったのか。割合等を聞かせていただきたいと思
います。

○議長（中島正己） 山添住民税務課長。

○住民税務課長（山添登代一） ただいま岡山議員さんからご質問をいただきました
ことにつきまして、大規模償却資産でございますが、これにつきましては基準財政
需要額が、課税定額でございますけれども、39億 664万 9,000円でご
ございました。基準財政収入額が 38億 304万 7,000円ということで、この
差が 1億 360万 2,000円ほどございました。これが大規模償却資産で、私
どもの竜王の規模で 1万人以上でございますので、8億 1,600万円以上の固
定資産税があります、超えた部分について、県が課税をすることができるという

ことで、その分が県の方の課税となったところでございます。

本年度19年度につきましては、それを下回るということで、竜王町の課税ということで、その部分が約9億9,000万円ほど増というふうになっているのでございます。

また、償却資産の減価ということでございますが、一概に言うことはできませんけれども、償却資産におきましては、投資をされますとその分が当然増えるわけでございますが、今現状でそのまま減価をしていくという部分につきましては、先ほども申し上げましたとおり一概には言えませんが、だいたい4%ずつぐらい減額になるのではないかなというような考えを持っておるところでございます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） ほかに質疑があろうかと存じますが、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第19 議第16号については、7人の委員をもって構成する予算第1特別委員会を設置し、これに審査を付託し、また、日程第20 議第17号から日程第26 議第23号までの7議案については、6人の委員をもって構成する予算第2特別委員会を設置して、これに審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、日程第19 議第16号については、7人の委員をもって構成する予算第1特別委員会を設置し、これに審査を付託し、また、日程第20 議第17号から日程第26 議第23号までの7議案については、6人の委員をもって構成する予算第2特別委員会を設置して、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算第1特別委員会および予算第2特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長より指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。それでは、指名いたします。

予算第1特別委員会委員に、1番 寺島健一議員、4番 村井幸夫議員、5番 近藤重男議員、7番 若井敏子議員、8番 竹山兵司議員、11番 西 隆議員、12番 山田義明議員を指名いたします。

次に、予算第2特別委員会委員に、2番 川嶋哲也議員、3番 勝見幸弘議員、6番 圖司重夫議員、9番 辻川芳治議員、10番 岡山富男議員、13番 中

島正己を指名いたします。

以上のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、予算第1特別委員会および予算第2特別委員会の委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

この際申し上げます。午後1時55分まで暫時休憩いたしますので、予算第1特別委員会委員の方は第1委員会室へ、予算第2特別委員会委員の方は301会議室へ集合願います。この間に正副委員長の互選をお願いいたします。

それでは、休憩いたします。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時55分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算第1特別委員会および予算第2特別委員会の正副委員長の互選をしていただきましたので、この際ご報告を申し上げます。

予算第1特別委員会委員長に村井幸夫議員、同じく予算第1特別委員会副委員長に近藤重男議員、予算第2特別委員会委員長に辻川芳治議員、同じく予算第2特別委員会副委員長に圖司重夫議員が、それぞれ選任されました。よろしく願います。なお、両特別委員会とも会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

**日程第27 議第24号 地方自治法改正に伴う滋賀県自治会館管理組合同規約の変更について**

**日程第28 議第25号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について**

**日程第29 議第26号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について**

**日程第30 議第27号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村交通災害共済組合同規約の変更について**

**日程第31 議第28号 地方自治法改正に伴う滋賀県市町村職員退職手当組合同規約の変更について**

**○議長（中島正己）** 日程第27 議第24号から日程第31 議第28号までの5

議案を一括議題といたします。

これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

日程第27 議第24号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第27 議第24号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議第25号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第28 議第25号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議第26号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第29 議第26号は原案のとおり可決されました。

日程第30 議第27号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第30 議第27号は原案のとおり可決されました。

日程第31 議第28号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第31 議第28号は原案の

とおりに可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 2 議第 2 9 号 日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事の共同設置の廃止について

○議長（中島正己） 日程第 3 2 議第 2 9 号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第 3 2 議第 2 9 号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第 3 2 議第 2 9 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 3 3 請第 1 号 労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めてください請願書**

**日程第 3 4 請第 2 号 日豪 E P A 交渉に関する請願書**

○議長（中島正己） 日程第 3 3 請第 1 号および日程第 3 4 請第 2 号を一括議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付いたしました請願書の写しをもって請願文書表にかえさせていただきますので、ご了承願います。

なお、本請願書は、会議規則第 9 2 条の規定により、2 議題それぞれ産業建設環境常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 5 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（中島正己） 日程第 3 5 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条

の規定により、「関係市町の議会の議員並びに長および副市町長（現在の助役）のうちから各関係市町の議会において1人を選挙する」となっております。

選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（中島正己） ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙および被選挙人名簿配付）

○議長（中島正己） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（中島正己） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙に、お手元に配付いたしております被選挙人名簿の中から氏名をご記入願います。

[氏名記入]

○議長（中島正己） ただいまから投票を行います。投票は、議席の順により投票願います。

[順次投票]

○議長（中島正己） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） 投票漏れはないものと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（中島正己） ただいまから開票いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 寺島健一議員、2番 川嶋哲也議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（中島正己） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、そのうち有効投票13票、無効投票0票。

有効投票中、山口喜代治町長 1 1 票、若井敏子議員 1 票、中島正己議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票総数は 4 票であります。よって、山口喜代治町長が当選されました。

ただいま、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました山口喜代治町長が議場におられますので、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2 時 8 分